平成２８年（フ）第１１２号
愛知県丹羽郡大口町奈良子２丁目180番地１　マルベルＳ301号、開始決定時の住所愛知県丹羽郡大口町大字小口字宮之前１番地１
破産者　貝谷　正子
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１８８号
愛知県一宮市森本１丁目14番21号　ハイツ森本Ｂ棟2005号
破産者　藤井　　一
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２１６号
大津市別保１丁目８番20―401号、前住所大津市大江２丁目17番22号　グレースコーポⅡ203号
破産者　片桐　英彦
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
京都府南丹市園部町木崎町正尺６番地１
破産者　野口　友仁
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地30　３―Ｄ棟711号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市浜田町２丁目65番地
破産者　秋田　とみ
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４６号
兵庫県西宮市甲子園口４丁目６番５―205号、前住所兵庫県西宮市上甲子園４丁目３番２―702号
破産者　麻生　　開
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４６７号
兵庫県西宮市中須佐町９番８―905号、前住所兵庫県西宮市柳本町８番18号
破産者　駒田　敏幸
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２５号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目12番６号　パークサイド西武庫201号、前住所兵庫県西宮市段上町１丁目１番21―202号
破産者　ミラノ・コーゼこと　押木　徳子
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２号
兵庫県佐用郡佐用町福澤19番地
破産者　小河　和敏
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第４３９号
北九州市八幡西区幸神２丁目10番46―517号
破産者　梅木惠美子
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５５２号
北九州市小倉南区下貫３丁目３番25号
破産者　成好利佳子
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５０号
秋田県山本郡八峰町八森字滝の間195番地９
破産者　武田　清明
１　決定年月日　平成29年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第５１号
秋田県能代市南元町４番38号　田中貸家４号
破産者　斉藤　清美
１　決定年月日　平成29年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１５０号
岡山市南区大福487番地21　２階　西側、破産手続開始決定時の住所岡山県倉敷市西中新田241番地６　ブワリベール105
破産者　沼尻　正邦
１　決定年月日　平成29年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
大分県宇佐市大字四日市532番地の１　ヴィクトワール四日市Ａ104
破産者　松浦　政彦
１　決定年月日　平成29年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６号
北海道苫小牧市双葉町２丁目５番９号　双葉マンション13号、開始決定時の住所北海道苫小牧市汐見町３丁目２番９号
破産者　橋本　宗則
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１５９号
茨城県那珂郡東海村大字船場886番地９
破産者　照山　綾子
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７６号
栃木県下都賀郡壬生町表町２番10号
破産者　瀧口まゆみ
１　決定年月日　平成29年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部